

6 教員不足の解消に向けた対策

1 教員の処遇改善

【提案内容】

提出先 文部科学省

教育の質の維持向上のため優秀な人材を教員として確保することができるよう、その職務の専門性や勤務時間に見合った処遇とするため、給特法の改正による教職調整額の引上げなど、教員の処遇改善を計画的かつ確実に実施するとともに、給与費を負担する地方自治体への財政支援を含め、必要な財政措置を講じること。

また、義務教育費国庫負担金の算定にあたっては、学級担任に義務教育等教員特別手当の支給を加算することについて、学級数を基に限度額を算定するのではなく、地方自治体の判断で複数担任制を採っている場合など、実際に学級担任業務を行っている者が複数いる場合は人数分措置するなど、地域の実情に応じた運用となるよう、算定基準を見直すこと。

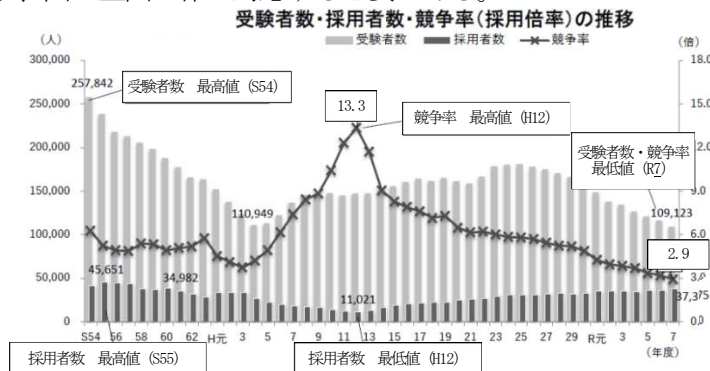
さらに、奨学金返還支援の学部段階への拡充を速やかに進めること。

◆現状・課題

令和3年度に国が実施した調査により、教員不足の憂慮すべき実態が明らかとなり、本県においても、全ての校種において、教員不足が生じている。児童生徒等に充実した学びを保障し、学校が持続的かつ魅力的な組織であるため教員不足の解決を図ることが急務となっている。教員不足の解決のためには、教員の就労条件を改善し、学校の勤務環境が「ブラック」であるとのイメージを払拭する必要がある。

給与制度については、令和7年6月に給特法等が改正され、教職調整額を4%から10%へ段階的に引き上げるとともに、義務教育費国庫負担金の算定にあたり、義務教育等教員特別手当の学級担任への加算を行うこととなったが、教職調整額の引上げ等については、地方負担分の予算の確保が課題となる（現行の義務教育費国庫負担制度による国の負担は3分の1にとどまる）ことに加え、学級担任加算について、国庫負担金の算定基準は1学級につき1名分となっており、複数担任制を採っている場合など、実際に学級担任業務を行っている複数の者を支給対象とする場合は、地方自治体の自主財源による措置が必要となる。

また、国は大学院を修了し教員となった者の、大学院に係る奨学金の返還支援を実施しているが、一部の地方自治体が取り組んでいる学部段階の奨学金の返還支援についても、自治体間格差が生じないように、国が全国一律で対応する必要がある。



◆実現による効果

教員の処遇が改善されることにより、教員が魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教員自身も誇りとやりがいをもって働くことができる。

その結果、質の高い教員の確保と効果的な教育活動が期待でき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現できる。

(神奈川県担当課：教育局教職員企画課、教職員人事課)

2 学校における働き方改革の一層の推進

【提案内容】

提出先 文部科学省

教員が児童・生徒への指導等に注力できる職場環境を整備するため、スクール・サポート・スタッフ等の教員の役割を分担する人材やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な支援を担う人材を、**全ての公立学校に常勤職員として配置できるよう措置するとともに、更なる教員定数の改善を図り、学校における働き方改革を推進する取組に対する財政支援を行うことにより、働き方改革を加速化する措置を講じること。**

◆現状・課題

働き方改革を推進する取組の一つとして、国は平成30年度から教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ（SSS））の配置支援を実施している。本県では、政令市を除く市町村立学校全校にSSSを配置し、また、令和6年度からは、新たに教頭マネジメント支援員の配置が始まり、本県では、小中学校36校（令和7年10月現在）に配置している。

これら支援スタッフは、働き方改革に一定の効果が見られるが、配置時間数に限りがある。市町村からは更なる配置時間拡充の強い要望もあり、令和6年8月27日の中央教育審議会の答申も踏まえ、配置を充実させるとともに、定数措置できるよう義務標準法に位置付ける必要がある。

また、国は学校教育活動を充実させる取組として、学習指導員等の配置や、校内教育支援センター支援員の配置を支援している。本県では、令和7年度から、別室等において児童・生徒一人ひとりに合った学習指導等に対応する学校生活支援のための支援員を、政令市を除く市町村立中学校全校に配置するとともに、政令市を除く市町村に対して、校内教育支援センター支援員の配置に必要な経費を支援している。

これら支援員は、働き方改革の推進や不登校児童・生徒への支援に大きく資するものであることから、希望する全ての公立学校に配置する必要がある。なお、支援員の配置に係る国の補助金は大幅な内示減となっており、市町村からは、財政措置の拡充を強く求められているため、国による更なる財政支援が必要である。

加えて、国はスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を学校職員に位置付け、配置促進に向けた支援を実施している。本県では、SCを政令市を除く市町村立中学校全校及び県立高校等の全校に配置し、SSWを県立高校等の全校に配置するとともに、政令市・中核市を除く市町村立小・中学校に派遣できるよう配置している。

これら専門的な支援を担うSC、SSWは、配置時間数に限りがあるため、定数措置できるよう義務標準法及び高校標準法に位置付ける必要がある。

また、学校現場の環境を改善するため、市町村教育委員会が進める学校の働き方改革に対し、本県においても国とともに支援を行ってきたが、市町村の財政は大変厳しい状況が続く中、市町村間で取組状況に差が生じており、勤務実態は依然として深刻である。

このままの状況を放置すれば、教育の質の維持・向上に支障が生じかねないため、本県では、本来の県と市町村の役割分担を超えた、思い切った支援を行うこととし、令和7年度から9年度までの3年間限定の臨時的・特例的な措置として、市町村が行う働き方改革を推進する取組に対して、財政支援を行うこととした。

国においても、義務教育の教育水準の確保のため、市町村が行う働き方改革を推進する取組に対する補助金の創設や、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の適正化を図るための事務職員定数等の改善など、更なる財政支援が必要である。

◆実現による効果

支援スタッフの配置に関し、本県教員の一人当たりの勤務時間をSSS配置前後で比較すると、週8.0時間、教頭の時間外勤務時間数を教頭マネジメント支援員配置前後で比較すると、週7.0時間の削減が見られ、配置効果が明らかであり、常勤職員として配置することにより、更なる効果が期待できる。

このように、定数改善で負担軽減、勤務環境が改善されるとともに、学校の働き方改革の取組に対する財政支援により勤務環境を改善することで、教員のイメージが改善し、志望者が増加して、質の高い教員集団の形成が見込まれ、子どもたちの学びの保障につながる。

(神奈川県担当課：教育局教職員企画課、教職員人事課、子ども教育支援課、学校支援課)

